

習志野市住生活基本計画策定懇話会設置要領

(設置)

第1条 習志野市の住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくための習志野市住生活基本計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、専門的かつ幅広い分野からの意見を反映させるため、習志野市住生活基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、計画策定に係る次の事項について意見交換を行う。

- (1) 習志野市の住宅政策課題に関すること。
- (2) 計画の方針及び目標に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者のうち市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住宅分野又は福祉分野の関係機関から推薦された者
- (3) 連合町会連絡協議会の会長から推薦された連合町会員

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集し、会長が議長となる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開を原則とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、都市環境部住宅課において行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。